

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

夫との生活が苦痛です。 どうすれば離婚できますか？

夫と離婚したいのですが、うんと言ってくれません。大学は違いますが、同い年の夫と知り合ってから10年前に結婚しました。6歳の男児が一人。最初は優しい人だと思っていました。夫が、家事はほほほしないし、何より育児が嫌い。子供と一緒に遊ぶなどもつての外で、一人で飲みに行ったり、自分のもので買ったり…。就職先もなかなか決まらず、結局大学院に進んでそれなりの所に就職しましたが、本人は不服の様子。給料は今や私の方がずつと多いくらいで、夫は賃料の半分を負担する以外は月に5万円くれるだけで、それもお

金がないと渋ったりします。思えば披露宴も彼の友人はゼロで、誰もいないはず。おかしいと思っっている調べるうちに、発達障害ではないかと思うようになりました。生活面でも精神面でも一緒にいても益はないどころか苦痛にすらなるので、親とも相談して離婚したいと切り出しましたが、聞く耳持たずで話になりません。まずは別居したいと言っても同じ。暴力があるわけでも女

性があるわけでもなく、子供はまだ小さいので、裁判所は離婚を認めてくれないとも聞きます。しかし、このままでは私の神経が参ってしまうので、子供のためにも思い切って、まずは別居に踏み切りたいと考えています。子供は私の親には懐いています。夫とは疎遠です。慰謝料も要らないし、とにかく離婚したい。どうやったら可能でしょうか。

別居して3年以上経てば、 離婚できる可能性が高まります。

いわゆるコミュニケーション障害というかKY（空気が読めない）の方ですね。大人の発達障害は最近よく聞くようになり男性に多いようです。

私は専門家ではないし直接も存じ上げないので分かりませんが、発達障害その他の診断名が付いたからといって離婚できるわけではない。精神疾患でも重篤とされる統合失調症（かつての精神分裂病）でさえ、相手の今後の生活を考えるとなかなか認められないくらいなのです。ただ、友人がゼロというのは性格的に問題があるはず。で、きちっとした婚ではなく、結婚後3年は子供がいなかったの、その間に離婚するのであればずつと簡単でした。おっしゃる通り、子供が小さい場合、裁判所は離婚をなかなか認めません。

民法770条1項は裁判離婚を認める理由として、相手の不貞行為（1号）、悪意の遺棄（2号）、生死が3年以上不明の場合（3号）、強度の精神病にかかり回復の見込みがない場

合（4号）、「その他婚姻を継続し難い重大な事由がある場合」（5号）と列挙していて、1、4号の事由があっても一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認める時は離婚の請求を棄却できるとしています（同2項）。お話では協議離婚は残念ながら無理な様子。とはいえ苦痛でしかない同居でこちらはノイローゼや鬱になつては元も子もないので、あまり勧めたくはないですが、いわば実力行使で別居に踏み切り、置き手紙で連絡先を代理人である弁護士とするのもありかなと思います。その上で離婚調停を起し、そこで離

婚に応じてくれなければ裁判を提起するわけです（調停が不調にならないと裁判は提起できない）。生活費の応分負担をしない、家事育児に非協力的などの状況を積み上げることにより、裁判官によっては前記5号に該当するとして離婚を認めてくれるかもしれません。ただ何と云ってもお子さんが小さいので、棄却される恐れも高いですが、一つの目安として別居3年の既成事実を経た上で再度裁判を提起すれば、事実上もはや婚姻関係は破綻しているとして認めてくれる可能性は高くなると思いますよ。

